

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

告 示

○特定調達契約に係る落札者等の公示…………… (原子力安全対策課)	52
○家畜伝染病検査の命令 (5件)…………… (畜産振興課)	52
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出…………… (農業施設管理課)	55
○道営土地改良事業変更計画の決定…………… (農業施設管理課)	55
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定…………… (治山課)	56
○知事権限に係る保安林の指定の解除…………… (治山課)	56
○森林法による通知に代える公示 (2件)…………… (治山課)	56
○道路の供用の開始…………… (道路課)	57
○自動車専用道路の指定…………… (道路課)	57

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る入札の公告 (2件)……………	57
---------------------------	----

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る入札の公告 (2件)……………	59
---------------------------	----

道立教育研究所告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	62
------------------------	----

道監査委員告示

○北海道監査委員事務局の組織及び運営に関する規程の一部改正……………	62
------------------------------------	----

道警察方面本部告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	62
------------------------	----

告 示

北海道告示第485号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成25年7月19日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
簡易サーベイメータ 508台

- 2 落札を決定した日
平成25年7月5日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 富士電機株式会社
(2) 住 所 神奈川県川崎市川崎区田辺新田1番1号
- 4 落札金額
25,603,200円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成25年5月24日付け北海道告示第348号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道総務部危機対策局原子力安全対策課
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第486号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定により、次のとおり当該馬の所有者に対し、当該馬について、馬伝染性貧血の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成25年7月19日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 実施の目的
馬伝染性貧血の発生予防のため
- 2 実施する区域の市町村名及び実施の期日
実施する区域の 実 施 の 期 日
市 町 村 名 (当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日)
寿 都 町 平成25年9月17日から11月1日まで
黒 松 内 町 同
室 蘭 市 同 9月2日から10月31日まで
苫 小 牧 市 同
登 別 市 同
伊 達 市 同
豊 浦 町 同
壮 瞥 町 同
白 老 町 同

厚 真 町 同
 洞 爺 湖 町 同
 安 平 町 同
 む か わ 町 同

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬。ただし、生後180日未満のものを除く。

4 実施の方法

- (1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
- (2) 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。

北海道告示第487号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該鶏の所有者に対し、当該鶏について、家きんサルモネラ感染症（ひな白痢に限る。）の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成25年7月19日

北海道知事 高橋 はるみ

1 実施の目的

家きんサルモネラ感染症（ひな白痢に限る。）の発生予防のため

2 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の	実	施	の	期	日
市 町 村 名	（当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）				
新 得 町	平成25年9月1日から平成26年3月31日まで				

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施の区域内で飼育する種鶏、種鶏候補鶏及びこれらと同一鶏舎に飼育する鶏

4 実施の方法

- (1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
- (2) 検査は、全血を用いるひな白痢急速凝集反応法による。

北海道告示第488号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該牛の所有者に対し、当該牛について、牛のブルセラ病及びヨーネ病の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成25年7月19日

1(1) 実施の目的

牛のブルセラ病及びヨーネ病の発生予防のため

(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の	実	施	の	期	日
市 町 村 名	（当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）				
八 雲 町	平成25年10月7日から12月20日まで				
せ た な 町	同	10月11日から平成26年1月10日まで			
富 良 野 市	同	9月2日から平成26年1月31日まで			
天 塩 町	同	9月2日から11月29日まで			
中 頓 別 町	同	9月23日から12月18日まで			
北 見 市	同	9月2日から平成26年1月31日まで			
日 高 町	同	9月2日から12月20日まで			
浦 河 町	同				
様 似 町	同				
え り も 町	同				
音 更 町	平成26年1月6日から3月20日まで				
士 幌 町	平成25年9月17日から12月6日まで				
上 士 幌 町	同	11月18日から平成26年3月28日まで			
広 尾 町	同	10月21日から平成26年1月24日まで			
池 田 町	同	10月15日から12月13日まで			

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で搾乳の用に供する雌牛。ただし、生後24か月未満のもの及び牛のヨーネ病の予防のための検査については、家畜伝染病予防法に基づく牛のヨーネ病のまん延防止のための措置を講じている農場に飼養されているものを除く。

2(1) 実施の目的

牛のブルセラ病及びヨーネ病の発生予防のため

(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の	実	施	の	期	日
市 町 村 名	（当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）				
せ た な 町	平成25年10月11日から平成26年1月10日まで				
俱 知 安 町	同	9月24日から11月15日まで			
富 良 野 市	同	9月2日から平成26年1月31日まで			

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で種付けの用に供する雄牛。ただし、牛のヨーネ病の予防のための検査

査については、家畜伝染病予防法に基づく牛のヨーネ病のまん延防止のための措置を講じている農場に飼養されているものを除く。

3 実施の方法

- (1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
- (2) 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。

北海道告示第489号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該牛の所有者に対し、当該牛について、牛の結核病の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成25年7月19日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 実施の目的

牛の結核病の発生予防のため

(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の市町村名	実施の期日
石狩市	平成25年11月11日から12月13日まで
北斗市	平成26年1月6日から2月28日まで
ニセコ町	平成25年10月21日から12月20日まで
共和町	同
岩内町	同
岩見沢市	同 9月24日から11月15日まで
南幌町	同 11月1日から12月6日まで
奈井江町	同 9月1日から10月11日まで
士別市	同 9月2日から12月13日まで
愛別町	同
和寒町	同
剣淵町	同
下川町	同
豊富町	同 9月1日から12月6日まで
北見市	同 9月2日から平成26年1月31日まで
厚真町	同 9月2日から12月28日まで
音更町	平成26年1月6日から3月20日まで
士幌町	平成25年9月17日から12月6日まで

上士幌町	同	11月18日から平成26年3月28日まで
広尾町	同	10月21日から平成26年1月24日まで
池田町	同	10月15日から12月13日まで

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で搾乳の用に供する雌牛。ただし、生後24か月未満のものを除く。

2(1) 実施の目的

牛の結核病の発生予防のため

(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の市町村名	実施の期日
せたな町	（当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日） 平成25年10月11日から平成26年1月10日まで
ニセコ町	同 10月21日から12月20日まで
共和町	同
岩内町	同
士別市	同 9月2日から12月13日まで
愛別町	同
和寒町	同
剣淵町	同
下川町	同

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で種付けの用に供する雄牛

3 実施の方法

- (1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
- (2) 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。

北海道告示第490号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該牛の所有者に対し、当該牛について、牛のヨーネ病の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成25年7月19日

北海道知事 高橋 はるみ

1 実施の目的

牛のヨーネ病の発生予防のため

2 実施する区域の市町村名及び実施の期日

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、道営土地改良（川西西部地区畑地帯総合整備〔担い手支援型〕（農業用排水施設、区画整理、暗渠排水、土層改良））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道十勝総合振興局に備え置いて、平成25年7月23日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成25年7月19日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第493号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成25年7月19日

北海道知事 高橋 はるみ

- 保安林予定森林の所在場所 釧路市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
 - 指定の目的 水源の涵養
 - 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び釧路市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第494号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成25年7月19日

北海道知事 高橋 はるみ

- 解除に係る保安林の所在場所 礼文郡礼文町大字香深村字フンベネフ331地先・字チヤシトンス897（以上1筆地先1筆について次の図に示す部分に限る。）、955
- 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道宗谷総合振興局産業振興部林務課及び礼文町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第495号

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定による保安林の指定の解除の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を知内町役場の掲示場に掲示した。その要旨は、平成25年北海道告示第432号のとおりである。

平成25年7月19日

北海道知事 高橋 はるみ

- 所在が不明な者
- | | |
|----------------------------------|---------|
| 上磯郡知内町字森越103の126所在の森林について所有権を有する | 野左近 庄一郎 |
| 上磯郡知内町字森越103の232所在の森林について所有権を有する | 波江 清昌 |
| 上磯郡知内町字中ノ川52の1所在の森林について所有権を有する | 中村 タカ |

北海道告示第496号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を関係町役場の掲示場に掲示した。その要旨は、平成24年北海道告示第404号のとおりである。

平成25年7月19日

北海道知事 高橋 はるみ

- 所在が不明な者
寿都郡黒松内町字中ノ川248の13所在の森林について所有権を有する 吉田 満代
 - 掲示場所 黒松内町役場
- 所在が不明な者
虻田郡倶知安町字大和921の11、921の12所在の森林について所有権を有する
大和田 信子
虻田郡倶知安町字大和921の5所在の森林について所有権を有する 加古 一朗
虻田郡倶知安町字大和921の3所在の森林について所有権を有する 綾織 一洋
虻田郡倶知安町字大和921の4所在の森林について所有権を有する 山本 はるゑ
虻田郡倶知安町字大和921の13所在の森林について根抵当権を有する
ニチメン株式会社
虻田郡倶知安町字大和921の13所在の森林について所有権を有する
タカハター株式会社
虻田郡倶知安町字大和921の10所在の森林について所有権を有する 加藤 芳子

虻田郡倶知安町字大和933の1 所在の森林について所有権を有する 大町 伊九郎
(2) 掲示場所 倶知安町役場

北海道告示第497号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道空知総合振興局札幌建設管理部に
備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成25年7月19日

北海道知事 高橋 はるみ

路線名 供用開始の区間 供用開始の期日
道道 新千歳空港インター線 千歳市平和1006番1334地先（道道泉沢新千歳空港線交点）から 平成25. 8. 3
同市泉沢1007番7地先（高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線交点）まで 午後3時

北海道告示第498号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の2第2項の規定により、自動車専用道路を次の
とおり指定する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道空知総合振興局札幌建設管理部に
備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成25年7月19日

北海道知事 高橋 はるみ

- 路線名 道道 新千歳空港インター線
- 指定する道路の部分 千歳市平和1006番1323地先から同市泉沢1007番7地先（高速自動車
国道北海道縦貫自動車道函館名寄線交点）まで
- 指定する期日 平成25年8月3日

総合振興局告示及び振興局告示

北海道胆振総合振興局告示第38号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する
協定の適用を受ける。

平成25年7月19日

北海道胆振総合振興局長 田邊 隆久

- 入札に付する事項
(1) 調達をする物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量

パーソナルコンピュータの賃貸借 160台 一式

- 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- 契約期間 平成25年10月1日から平成29年9月29日まで。ただし、予算
の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。

- 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- 平成25年北海道告示第3号に規定する物品の賃貸借（電子計算機）の資格を有するこ
と。
- 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていな
いこと。
- 当該物品に関し、仕様を満たす製品の供給が可能であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定によ
る条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定め
るところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
ア 申請の時期 平成25年7月19日（金）から同年8月20日（火）まで（日曜
日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しな
ければならない。
ウ 申請書類の提出先 郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろら
ん広域センタービル4階 北海道胆振総合振興局地域政策部総務課
需品係

- 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道胆振総合振興局地域政策部総務課

5 入札執行の場所及び日時

- 入札場所 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル4
階 北海道胆振総合振興局第3会議室（送付による場合は、郵
便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広
域センタービル4階 北海道胆振総合振興局地域政策部総務課
需品係）
- 入札日時 平成25年8月30日（金）午前10時（送付による場合は、同月

29日（木）までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量60グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道胆振総合振興局のホームページ（<http://www.iburi.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/nyusatukoukouku.htm>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

落札決定に当たっては、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道胆振総合振興局地域政策部総務課

(2) 所在地 郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル4階

電話番号 0143-24-9565

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

Lease of Personal Computer 160 1set

B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., August 30, 2013

(If mailed, bids must arrive no later than August 29, 2013)

C Contact : Administrative Division, Department of Regional Policy, Iburi General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Kaigan-cho 1-chome 4-1 Muroran, Hokkaido 051-8558 Japan

Phone : 0143-24-9565

北海道オホーツク総合振興局告示第102号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成25年7月19日

北海道オホーツク総合振興局長 中島克彦

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

自走式リール巻取散水機ほか14品目（113点）

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限 平成26年3月20日

(4) 納入場所 北海道オホーツク総合振興局長が別途指示する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成25年北海道告示第3号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達物品に関し、アフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されている者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成25年7月19日から同年8月8日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 093-8585 網走市北7条西3丁目

北海道オホーツク総合振興局地域政策部総務課

(2) 審査を行った時は、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道オホーツク総合振興局地域政策部総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 網走市北7条西3丁目 北海道オホーツク合同庁舎3階3号
会議室（送付による場合は、郵便番号 093-8585 網走市北7
条西3丁目 北海道オホーツク総合振興局地域政策部総務課）

(2) 入札日時 平成25年8月22日 午前11時（送付による場合は、同月21日
までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

(1) この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の
公告の予定時期

ア 名称及び数量 高張力鋼管ほか13品目 (1,455点)

イ 予定時期 平成25年8月頃

(2) この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告

平成25年6月7日付け北海道オホーツク総合振興局告示第90号

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る
返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合
う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、
契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道オホーツク総合振興局地域政策部総務課の入札
のホームページ（<http://www.okhotsk.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/nyuusatsuannai.htm>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を
講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結は行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(8)及び(11)から(13)までによるほか、次によ
る。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道オホーツク総合振興局地域政策部総務課

(2) 所在地 郵便番号 093-8585 網走市北7条西3丁目
電話番号 0152-41-0608

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

Self-propelled Reel Irrigator and 14 items 113 in total

B Bid tendering date and time : 11 : 00 A.M., August 22, 2013

(If mailed, bids must arrive no later than August 21, 2013)

C Contact : Administrative Division, Department of Regional Policy, Okhotsk General
Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Kita 7-jo Nishi 3-chome, Abashiri,
Hokkaido 093-8585 Japan

Phone : 0152-41-0608

道 教 育 庁 教 育 局 告 示

北海道教育庁石狩教育局告示第79号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する
協定の適用を受ける。

平成25年7月19日

北海道教育庁石狩教育局長 成 田 直 彦

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

パーソナルコンピュータ99台ほか 一式

(2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書による。

(3) 納入期日 平成25年9月20日（金）

(4) 納入場所 北海道札幌厚別高等学校（詳細は仕様書による。）

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成25年北海道告示第3号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達物品に関し、調達物品標準仕様書に記載の要件等を満たしていることを事前に明らかにした者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成25年7月19日（金）から同年8月7日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目
北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館11階第4研修室
(送付による場合は、郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室)
- (2) 入札日時 平成25年8月19日（月）午前10時（送付による場合は、同月16日（金）午後5時まで）に必着
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約を含む一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告
平成25年5月17日付け北海道教育庁石狩教育局告示第65号

8 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。

- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量90グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道教育庁石狩教育局のホームページ（<http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ikk>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のA及び3の(1)による。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室

- (2) 所在地 郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目
電話番号 011-204-5870

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Personal Computer 99 1 set

B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., August 19, 2013

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., August 16, 2013)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Ishikari District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Kita 3-jo Nishi 7-chome, Chuo-Ku, Sapporo 060-8549 Japan

Phone : 011-204-5870

北海道教育庁釧路教育局告示第23号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成25年7月19日

北海道教育庁釧路教育局長 宇田賢治

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量
語学演習装置（CALLシステム）の賃貸借 一式
- (2) 調達する物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。
- (3) 契約期間 平成25年10月1日から平成31年9月30日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。
- (4) 納入場所 釧路市光陽町24番17号 北海道釧路江南高等学校

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成25年北海道告示第3号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (5) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成25年7月19日（金）から同年8月8日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 085-0835 釧路市浦見2丁目1番1号
北海道教育庁釧路教育局道立学校運営支援室

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁釧路教育局道立学校運営支援室

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 釧路市浦見2丁目1番1号 北海道釧路総合振興局別館釧路教育局会議室（送付による場合は、郵便番号 085-0835 釧路市浦見2丁目1番1号 北海道教育庁釧路教育局道立学校運営

支援室）

- (2) 入札日時 平成25年8月19日（月）午前10時（送付による場合は、同月16日（金）までに必着）

- (3) 開札場所 (1)に同じ。

- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約を含む一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告

平成25年6月21日付け北海道教育庁釧路教育局告示第22号

8 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。

- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量200グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。電子メール送信による交付を希望する場合は、契約に関する事務を担当する組織に電子メール（アドレス：kushikyo.shien@pref.hokkaido.lg.jp）で申し込むこと。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道教育庁釧路教育局道立学校運営支援室

- (2) 所在地 郵便番号 085-0835 釧路市浦見2丁目1番1号
電話番号 0154-43-9274

<p>12 Summary</p> <p>A Nature and quantity of the products to be procured : Call System (Teaching Language) Iset</p> <p>B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., August 19, 2013 (If mailed, bids must arrive no later than August 16, 2013)</p> <p>C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Kushiro District Bureau of Education, Urami 2-chome 1-1, Kushiro, Hokkaido 085-0835 Japan Phone : 0154-43-9274</p>	<p>北海道監査委員事務局の組織及び運営に関する規程（平成8年北海道監査委員告示第1号）の一部を次のように改正する。</p> <p>平成25年7月19日</p> <p style="text-align: right;">北海道監査委員 丸 岩 公 充 北海道監査委員 佐々木 恵美子 北海道監査委員 太 田 博 北海道監査委員 鉛 谷 長 藏</p> <p>第3条第1項第1号中「（公営企業会計に係るものを除く。以下「一般会計等」という。）」を削り、同項第2号中「一般会計等」を「一般会計及び特別会計」に改め、同条第2項総括監査課の事項中第5号から第9号までを削り、第4号の次に次の2号を加え、第10号を第7号とし、第11号を削り、第12号を第8号とし、第13号から第19号までを4号ずつ繰り上げる。</p> <p>(5) 監査の企画に関すること。</p> <p>(6) 職員研修に関すること。</p> <p>第3条第2項監査第一課の事項第1号中「一般会計等」を「一般会計及び特別会計（公営企業会計に係るものを除く。以下「一般会計等」という。）」に改め、同事項第3号中「地方公共団体財政健全化法」を「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「地方公共団体財政健全化法」という。）」に改め、同号、同項監査第二課の事項第2号及び同項監査第三課の事項第5号中「のうち一般会計等に係るもの」を削り、同号を同事項第6号とし、同事項第4号の次に次の1号を加える。</p> <p>(5) 地方公共団体財政健全化法に基づく審査の総括に関すること。</p> <p>第3条第2項監査第四課の事項第2号中「のうち一般会計等に係るもの」を削り、同号を同事項第7号とし、同事項第1号の次に次の5号を加える。</p> <p>(2) 公営企業会計に係る監査又は決算審査の総括に関すること。</p> <p>(3) 公営企業会計に係る監査等の結果報告及び公表に関すること。</p> <p>(4) 公営企業会計に係る例月出納検査に関すること。</p> <p>(5) 公営企業会計に係る指定金融機関の監査に関すること。</p> <p>(6) 公営企業会計に係る基金運用状況審査に関すること。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成25年8月1日から施行する。</p>
<p>道 立 教 育 研 究 所 告 示</p>	
<p>北海道立教育研究所告示第9号</p> <p>次のとおり随意契約の相手方を決定した。</p> <p>平成25年7月19日</p> <p style="text-align: right;">北海道立教育研究所長 岸 豊</p> <p>1 随意契約に係る物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量 生徒実習システムに係る賃貸借 一式</p> <p>2 随意契約の相手方を決定した日 平成25年6月27日</p> <p>3 随意契約の相手方の氏名及び住所</p> <p>(1) 氏 名 日本電子計算機株式会社</p> <p>(2) 住 所 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号</p> <p>4 随意契約に係る契約金額 7,182,000円</p> <p>5 契約の相手方を決定した手続 随意契約</p> <p>6 随意契約によった理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による。</p> <p>7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地</p> <p>(1) 名 称 北海道立教育研究所総務部事業課</p> <p>(2) 所在地 江別市文京台東町42番地</p>	<p>第3条第1項第1号中「（公営企業会計に係るものを除く。以下「一般会計等」という。）」を削り、同項第2号中「一般会計等」を「一般会計及び特別会計」に改め、同条第2項総括監査課の事項中第5号から第9号までを削り、第4号の次に次の2号を加え、第10号を第7号とし、第11号を削り、第12号を第8号とし、第13号から第19号までを4号ずつ繰り上げる。</p> <p>(5) 監査の企画に関すること。</p> <p>(6) 職員研修に関すること。</p> <p>第3条第2項監査第一課の事項第1号中「一般会計等」を「一般会計及び特別会計（公営企業会計に係るものを除く。以下「一般会計等」という。）」に改め、同事項第3号中「地方公共団体財政健全化法」を「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「地方公共団体財政健全化法」という。）」に改め、同号、同項監査第二課の事項第2号及び同項監査第三課の事項第5号中「のうち一般会計等に係るもの」を削り、同号を同事項第6号とし、同事項第4号の次に次の1号を加える。</p> <p>(5) 地方公共団体財政健全化法に基づく審査の総括に関すること。</p> <p>第3条第2項監査第四課の事項第2号中「のうち一般会計等に係るもの」を削り、同号を同事項第7号とし、同事項第1号の次に次の5号を加える。</p> <p>(2) 公営企業会計に係る監査又は決算審査の総括に関すること。</p> <p>(3) 公営企業会計に係る監査等の結果報告及び公表に関すること。</p> <p>(4) 公営企業会計に係る例月出納検査に関すること。</p> <p>(5) 公営企業会計に係る指定金融機関の監査に関すること。</p> <p>(6) 公営企業会計に係る基金運用状況審査に関すること。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成25年8月1日から施行する。</p>
<p>道 監 査 委 員 告 示</p>	
<p>北海道監査委員告示第3号</p>	<p style="text-align: center;">道 警 察 方 面 本 部 告 示</p> <p>北海道警察北見方面本部告示第46号</p> <p>次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。</p>

平成25年7月19日

北海道警察北見方面本部長 藤田 裕二

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
北見交通管制センター上位系中央装置 一式 (1月当たりの単価)
 - 2 落札を決定した日
平成25年6月26日
 - 3 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏名 東京センチュリーリース株式会社
 - (2) 住所 東京都千代田区神田練堀町3番地
 - 4 落札金額
1,456,875円
 - 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
 - 6 一般競争入札の公告
平成25年5月14日付け北海道警察北見方面本部告示第38号
 - 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - (1) 名称 北海道警察北見方面本部会計課
 - (2) 所在地 北見市青葉町6番1号
-